

じれい し わ ほそく しりよう  
事例仕分け補足資料

へいせい ねん がつ にち  
平成 24 年 3 月 7 日  
ふくし ほけん ぶ しょうがい ほけんふくし か  
福祉保健部 障害保健福祉課

じれい りいけいべつ し わ りゆう い じ こう  
1. 事例を類型別に仕分けるにあたっての留意事項

① 「障害を理由」とする差別等に当てはまる事例であること。

りゆう い じれい ふくし どう りよう しつ じゆうぶん しちよう  
・ 留意する事例・・・福祉サービス等の量や質が十分でないもの、市町  
そんち いきかんかくさ  
村地域間格差と思われるもの。

② 「合理的配慮が必要と思われる事例」の仕分けに当たっては、当該事例が、  
「合理的配慮の欠如（行われていない）」と思われる事例」であるものとして  
はんべつ  
判別できること。

りゆう い じれい しょうひん ていきよう かんれん  
・ 留意する事例・・・商品・サービス提供に関連するもの、ユニバーサ  
かんれん  
ルデザイン、バリアフリーに関連するもの。

③ 「虐待と思われる事例」の仕分けに当たっては、「障害者虐待の防止、障害  
しや よう ごしや たい し えんとう かん ほうりつ しょうがいしやぎやくたいほう し ほう さだ  
者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に定める  
ぎやくたい はんべつ  
「虐待」として判別できること。

④ 事例の仕分け後は、事例集として公表することとしていることから、各事例  
じれい し わ ご じれいしゆう こうひよう こと かく じれい  
の仕分けが、「障害を理由とする差別等と思われる事例」として、多くの県民  
し わ しょうがい りゆう さべつどう おも じれい おお けんみん  
の理解が得られるよう、留意願います。  
りかい え りゆう い ねが

ついか じこう  
2. 追加事項

① 事例の類型4については、「その他（1～3に分類できない事例）」から「障害  
じれい りいけい た ぶんるい じれい しょうがい  
のある人にとってつらい事、いやな事等であり、なくして欲しい事例」へ見直  
ひと こと こととう ほ じれい みなお  
すこととする。（班 長会議確認）  
はんちようかいぎかくにん

